

合併処理浄化槽へ転換しましょう

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違いについて

単独処理浄化槽

トイレからの排水（し尿）のみを処理する浄化槽です。生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）は処理できず、そのまま河川に流れます。そのため、河川等の水質や周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことが想定されます。

合併処理浄化槽

生活雑排水もあわせて処理されますので、河川等の水質へ与える影響を大きく減らすことができます。また、悪臭や害虫の発生を抑えられ、周辺の生活環境の向上にもつながります。

※平成13年4月1日から浄化槽法の改定により、「合併処理浄化槽」の設置が義務づけられています。

合併処理浄化槽への転換に対する補助について

知立市では、生活排水による河川の汚れを防止し、生活環境の保全を図るため、「汲取り式トイレ」や「単独処理浄化槽」から合併処理浄化槽へ切替設置する際、**一定の要件を満たす方へ、予算の範囲内において補助金を交付します。**

補助額



- 46 万円 (5 人槽)
- 57 万 2 千円 (6～7 人槽)
- 77 万 1 千円 (8～10 人槽)